

「虐待かもしれない」と思ったら、 すぐに通報してください！



「障害者虐待防止法」では虐待に気づいた人の通報義務が定められています。匿名でも通報・届出ができます。虐待の通報をした人や届出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、外部に漏れることはありません。ご協力をお願いします。

養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待の通報・届出窓口

市町村障害者虐待防止センター

使用者による虐待の通報・届出窓口

神奈川県障害者権利擁護センター（神奈川県障害者自立生活支援センター）

〒243-0035 厚木市愛甲1-7-6

Tel.046(265)0604 Fax.046(265)0664

Eメール：kp.kenriyo-go@kilc.org

相談時間：月～金（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00

誰もが安心して、自分らしく暮らすために

気づいて、知らせる。

自分の意思が尊重されること、
自分の生活を自分で決めること、
人生を尊厳をもって過ごすことは、
誰もが当たり前持っている権利です。
しかし、障害があることによって、
その当たり前の権利が
脅かされることがあります。
地域が一体となり、
「障害者虐待の根絶」を目指して、
取り組みましょう。



虐待に気づいたら
虐待かな？と思ったら
一人で悩まないで

通報・連絡・相談

あなたの勇気と気遣いが
障害者の権利と尊厳を
守ります！



障害者虐待はあなたの身近に潜む悲劇です

「虐待」というと、生命に関わるようなひどい暴力や悪質な行為ばかりが連想され、身近な問題ではないと感じる方もいるかもしれません。

しかし、「虐待」は日常生活の中に潜んでいます。それは社会における「障害のある人」への差別や偏見、無関心と無関係ではありません。「虐待」は“人間の尊厳”を脅かす行為であり、社会に暮らす全員が「見逃さない・見過ごさない」意識を持つことが求められています。

障害者虐待のケース

養護者による虐待

親・兄弟など親族を含む

金銭管理を任せられた親戚が
着服している上
通帳・印鑑も返さない

福祉施設に通うAさんは、母親の死後、一人暮らしを始めましたが、金銭の管理に不安があったため、叔父さんに「預金通帳と印鑑」を預けました。はじめの数カ月間は叔父さんがAさんに生活費を手渡ししてくれましたが、しばらくたつと、叔父さんから渡されるお金が少なくなってきました。Aさんは食事や着替え、医療費の支払いにも困るようになりました。Aさんは叔父さんに「通帳と印鑑を返してほしい」と話をしましたが、叔父さんは「Aさんは障害があり無駄遣いをするからだめだ。Aさんの保護者の自分がお金を管理するのは当然だ」と取り合いません。

施設での虐待

施設職員・他の利用者など

施設職員に怒鳴られる
他の利用者からも
暴言や暴力を受けている

福祉施設で生活しているBさんは、言葉を探しながら話すため、会話に時間がかかります。Bさんは施設で、ある特定の職員からいつも「もっとはっきり話せ！」と怒鳴られています。その様子を見ている他の利用者もBさんに対して暴言をはいたり、時には、頭や手を叩くなどの暴力をふるってくることもありまが、職員は止めるどころか見て見ぬ振りをしています。Bさんは「自分が悪いから仕方がない」と思って、誰にも相談せず我慢しています。

職場での虐待

使用者・上司・同僚など

上司に障害のことで
嫌がらせを受け
職場で孤立し精神的に苦痛

工場で働くCさんは、工場長のDからいつも障害のことをからかわれています。Dの暴言はだんだんエスカレートしていき、Cさんは精神的な苦痛から、仕事でミスを重ねるようになってしまいました。Dの暴言やいやがらせは続き、はじめは見つめ振りをしていた同僚たちも、Dの態度の影響を受け、あからさまに無視するようになり、Cさんは職場で孤立してしまいました。苦勞して得た仕事なので退職はしたくありませんが、職場には相談する相手も無く、このままではキレてしまそうです。

障害者虐待の例

1 身体的虐待



暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投棄によって身体の動きを抑制する行為。

平手打ちする／殴る・蹴る／壁に叩きつける／つねる／無理やり食べ物や飲み物を口に入れる／やけど・打撲させる／身体拘束的な行為やその強要等

2 性的虐待



無理やり、また拒否や抵抗ができない障害者に、同意と見せかけて、わいせつなことをしたり、させたりする行為。

性交／性器への接触／性的行為を強要する／裸にする／キスする／本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話を／わいせつな映像を見せる等

4 放棄・放任



食事、排泄、入浴、洗濯などの世話、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせず、障害者の心身を衰弱させる行為。

十分な食事を与えない／入浴させない／着替えをさせない／衛生状態の悪化を放置する／必要な医療・教育を受けさせない／制限する／同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する等

セルフネグレクト 【自己による放任】

障害者本人が、自らの生活や健康を損なう状態のままに放置している場合があります。障害者虐待と同様に、周囲からの積極的な支援が必要です。

※次ページに、セルフネグレクトのサインが記されています。身近でサインに気づいたら関係機関に通報・相談してください。



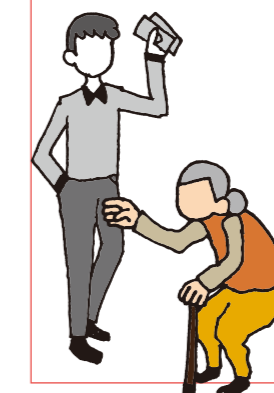
3 心理的虐待



脅し、侮辱などの言葉や態度、無視や、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与える行為。

「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる／怒鳴る／ののしる・悪口を言う／仲間に入れない／子ども扱いする／人格をおとしめるような扱いをする／話しかけているのに意図的に無視する等

5 経済的虐待



本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する行為。

年金や賃金を渡さない／本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する／必要な金銭を渡さない・使わせない／本人の同意なしに年金等を管理して渡さない等

虐待に気づいたら
虐待かな？と思ったら
一人で悩まないで
通報・連絡・相談
あなたの勇気と気遣いが
障害者の権利と尊厳を
守ります！

障害者虐待防止法	障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害がある方で、障害及び社会的な障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方です。障害者手帳を取得していない方も対象になります。	
	障害者虐待の定義 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 養護者による障害者虐待 ※養護者とは家族、親族、知人など。本人との同居の有無は関係ありません。 ◇ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 ◇ 使用者による障害者虐待 	障害者虐待防止法では、何人も障害者に虐待をしてはならないとしています。また、障害者が通学する学校や保育所等、障害者が利用する医療機関でも、関係者に対する研修の実施及び普及啓発、虐待に関する相談に係る体制の整備など、障害者に対する虐待を防止するために必要な取り組みをしなければなりませんと定めています。



早期発見→通報！ 障害者虐待を見逃さない



「虐待」を受けている人は、本人にその自覚がない場合や、あきらめや我慢の気持ちが強く、自らSOSを訴えられないことがあります。さらに障害のある人の中には、自らの気持ちを言葉にして他者に伝えることが苦手な人もいます。

周囲の人々が、小さな兆候を見逃さないことが大切です。

障害者虐待発見チェックリスト 例示に類似の「かもしれないサイン」にも注意深く目を向けましょう

1 身体的虐待のサイン

- 身体(頭、顔、頭皮を含む)に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったり、震えるたりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- 自分で頭をたたき、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをちゅうちょする
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない



2 性的虐待のサイン

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 性器を自分でよくいじるようになる
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる



3 心理的虐待のサイン

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、うなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害(過食、拒食)がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする



4 放棄・放任のサイン

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病气やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない



5 経済的虐待のサイン

- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える



周囲の人の「気づき」が救いの第一歩。セルフネグレクトは本人の命に関わる問題です。

セルフネグレクトのサイン

- 昼間でも雨戸が閉まっている
- 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払いが滞っている
- ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
- 郵便物がたまったまま放置されている
- 野良猫のたまり場になっている
- 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても遠慮し、あきらめの態度がみられる

虐待に気づいたら
虐待かな?と思ったら
一人で悩まないで
通報・連絡・相談
あなたの勇気と気遣いが
障害者の権利と尊厳を
守ります!

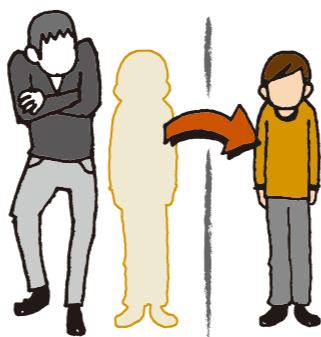


「虐待されるヒト」と「虐待してしまうヒト」、 どちらにも必要なものは「救いの手」

障害者の保護【養護者との分離】

虐待を受けている障害者の命に関わる緊急事態には、安全確保のために障害者を施設等に保護し、虐待を加える家族等の養護者から一時的に引き離します。

さらに、状況に応じて、障害者と養護者との面会を制限することもあります。



障害者への支援【暮らしの確保】

養護者から保護する必要のない場合も、次のような支援を行い、障害者の安心・安全な生活を確保します。

- 地域での自立生活に必要な居住の場や就業の場を支援
- 適切な障害福祉サービスを利用するための支援
- 医療機関への受診が必要な場合、専門医の紹介等の支援



養護者への支援【相談の窓口】

障害者虐待では、虐待をしている側の家族や、養護者にも支援が必要なケースが少なくありません。

介護疲れや障害への知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障害など、要因は様々ですが、虐待を行ってしまう養護者を含む家族全体を、地域ぐるみで支援することが、根本的な障害者虐待防止に繋がります。



虐待に気づいたら
虐待かな？と思ったら
一人で悩まないで
通報・連絡・相談
あなたの勇気と気遣いが
障害者の権利と尊厳を
守ります！

虐待の通報・届出の仕組み



養護者が虐待者にならないために

介助者の負担を軽くする
障害者の短期入所など福祉サービスの利用で介護の負担を減らし、冷静になれる時間や休息できる時間をつくる。

知識や技術を増やす
障害に関する知識や介護技術の不足が虐待に繋がらないよう、専門家の助言や指導で、障害への知識・情報を提供する。

心のケアを大切にする
カウンセリングの利用や障害者家族会への参加などで、虐待の要因となる精神的に追いつめられた養護者の心を癒し、家族関係の回復にも努めていく。

状況に応じた専門的支援
病気や経済的問題など、養護者自身が支援を必要としている場合は、それぞれの問題に適切な対応を行うために、専門機関から支援を行う。